

令和 8 年 6 月 1 日

各 位

新潟市水道事業管理者  
水道局長 長井 亮一  
(担当：総務部 経理課)

## 指 名 停 止 に つ い て

このたび、下記業者に対して、新潟市水道局競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領（以下「要領」という）第2条第1項並びに第3条第1項に基づき指名停止を行いました。

### 記

#### 1 指名停止業者名及び指名停止期間

指名停止業者名	指名停止期間
(1) 株式会社 イノベンチャー (カブシカイシャ イベンチャー) 主たる営業所 新潟市中央区 上所3丁目11-96-1301	令和8年6月1日 ～ 令和8年7月31日 (2箇月)
(2) 株式会社 西方組 (カブシカイシャ ニシカタグミ) 主たる営業所 新潟市西区坂井1丁目19-34	令和8年6月1日 ～ 令和8年6月30日 (1箇月)

#### 2 指名停止理由

##### (1) 株式会社 イノベンチャー

当局の基幹管路整備更新計画に基づき、更新を進めていた配水幹線の水圧試験を実施したところ、水圧が上がらず不合格となった。

調査の結果、水圧試験区間の一部である「管1老幹5第3号 配水幹線布設工事」において、配管工事の下請負人である同社による、ボルトの挿入本数不足や故意のゴム輪切断など、極めて粗雑な施工が原因であることが判明した。

このことは、要領第3条第1項に定める「責を負うべき有資格業者である

下請負人」に該当することから指名停止を行った。

なお、期間については、同社が令和7年8月21日から同11月20日までの3箇月間、工事成績不良により指名停止を受けているため、要領別表第1第2号（過失による粗雑履行）の指名停止期間において、要領第4条第2項第1号に規定する短期加重措置を適用し、2箇月とする。

## （2）株式会社 西方組

前項（1）に関し、同社が元請負人となった「管1老幹5第3号 配水幹線布設工事」について、新潟市水道局工事成績評定実施要領第7条第1項に基づき、改めて工事成績の評定を行ったところ、合計点が51点の工事成績不良であった。

このことは、要領第2条別表第1第9号（工事成績の不良）に該当するため、新潟市水道局競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領運用基準第11に従い、1箇月の指名停止措置を行った。